

市政、経済・金融記者クラブに同時提供

報道機関各位

## 九州初のみなと緑地PPPで事業者募集！ ～響灘東地区の『飲食店の空白地帯』解消へ！～

詳しくは、北九州市HPをご確認ください。

URL：[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/086\\_00005.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/086_00005.html)

「北九州港響灘東地区響灘南緑地魅力向上事業における事業者の公募について」

スナQ



北九州港の重要産業拠点である響灘東地区において、飲食サービス不足を解消し、働く人々の労働環境改善および地域の魅力向上を目的として、新たな飲食店事業者を公募します。

本事業は、九州で初めて、行政財産である港湾緑地の長期貸付を可能とする「港湾環境整備計画制度（通称：みなと緑地PPP）」を活用します。

### 記

## 1 みなと緑地PPPとは

公募で選定された民間事業者が、飲食店等の収益施設を設置・運営し、その収益の一部を還元して、港湾緑地のリニューアルや維持管理を行う制度です。

## 2 公募で求める事業コンセプト（基本方針）

本事業では、民間事業者から、以下の基本方針に基づいた優れたアイデアとノウハウに富んだ事業提案を募集することとします。

### ○響灘東地区の労働環境の改善と魅力向上

- ・響灘東地区の労働環境改善や魅力向上に資する飲食店を設置し、その持続可能な運営を目指すこととします。

### ○緑地の維持管理と公共還元

- ・飲食店の収益の一部を還元し、港湾緑地の維持管理を行い、良好な緑地環境を確保することとします。

### ○環境との共生と地域貢献

- ・響灘ビオトープとの連携と環境との調和に最大限配慮した施設の整備・運営を行い、相互の利用促進を図ることとします。
- ・地元の食材やリサイクル資材など地域資源を活用し、地域社会に貢献することとします。

### 3 事業区域の概要

所在地	【事業区域①】若松区響町2丁目11の一部 【事業区域②】若松区響町1丁目122-5
面積	【事業区域①】約 3,500㎡（収益可能区域） 【事業区域②】約10,266㎡（維持管理区域）
土地利用規制	臨港地区（工業港区）、建ぺい率60%、容積率200%
財産区分	行政財産（港湾緑地）
現況	事業区域①：未整備、事業区域②：緑地として整備済み

### 4 土地の貸付条件

- ・貸付方法：事業用定期借地  
（貸付期間終了後は、事業者が原状回復し更地にて返却）
- ・貸付期間：10年～30年の範囲内で事業者の提案する期間
- ・貸付料：市が設定した最低価格（固定資産税評価額の3%  
（1㎡あたり348円／年））以上の金額で事業者が提案する金額

### 5 事業者選定方法

- ・公募型プロポーザル方式：事業提案内容と貸付料の双方を評価。
- ・審査体制：学識経験者等で構成される事業者検討会（非公開）を設置し、公平・公正な審査を実施。
- ・選定プロセス：検討会の結果を基に優先交渉権者を選定し、港湾環境整備計画の認定等、法的手続きを経て事業者に決定。

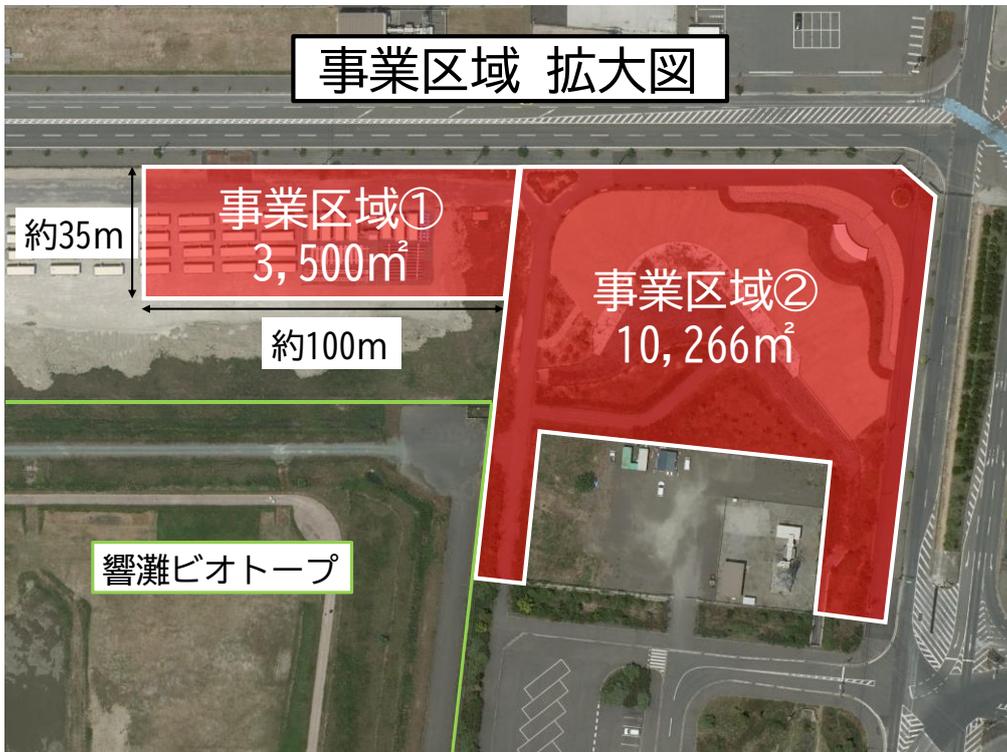
### 6 今後のスケジュール（予定）

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| ・公募開始（募集要項等の公表）         | 令和7年10月7日 |
| ・提案書類の受付締切              | 令和8年1月5日  |
| ・事業者検討会（提案内容の審査）        | 令和8年1月上旬  |
| ・優先交渉権者の選定（公表）          | 令和8年1月中旬  |
| ・港湾環境整備計画の認定、公表（事業者の決定） | 令和8年3月下旬  |
| ・事業用定期借地権設定契約の締結        | 令和8年春     |

【事業区域 位置図】



事業区域 拡大図



北九州港  
マスコットキャラクター

「スナQ」



<問い合わせ先>

港湾空港局 計画課

Tel : 093-321-5967 Fax : 093-321-5915

E-Mail : kouwan-keikaku@city.kitakyushu.lg.jp

担当：(課長) 中原、(係長) 福重